消費電力測定器の貸出しについて

高松市環境総務課

1　目的

地球温暖化対策の一環として、節電の取組を促進するため、家電製品の消費電力等を表示する消費電力測定器の貸出しを行うものです。

2　貸出対象

市内在住の方若しくは市内に事業所をおく団体・企業で、アンケートに御協力いただける方

3　貸出台数

個人の場合　１台
団体・企業の場合　５台以内

4　貸出申請

貸出しを希望される方は、貸出申請書に必要事項を御記入の上、高松市環境総務課地球温暖化対策室へ持参若しくはお送りください。また、住所・勤務先の確認できるものの提示をお願いすることがあります。

郵送　〒７６０－８５７１ 高松市番町一丁目８番１５号
ＦＡＸ　０８７－８３９－２３９０
Ｅメール　kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp

5　貸出･返却場所

高松市役所本庁舎９階　環境総務課　窓口
貸出期間内に直接窓口まで、御返却ください。

6　貸出期間

１ヶ月以内とします。ただし、返却予定日の１週間前の時点で空きがある場合、再度申請書を提出することにより、１回に限り、１ヶ月延長することができます。

7　貸出制限

次の事項に該当するときは貸出しを行いません。

・営利を図る目的で使用するとき
・特定の政党又は宗教活動に利用するとき

8　貸出条件･注意事項

・申請者が個人の場合、借用者及び同居する家族以外のものが使用しないこと。
・申請者が団体・企業の場合、団体・企業関係者以外が使用しないこと。ただし、イベント等で使用する場合はこの限りでない。
・消費電力測定器取扱説明書に記載されている内容を守って使用すること。
・紛失又は使用者の不注意により損傷させた場合は、その損害を弁償すること。
・消費電力測定器を使用することによって、何らかの事故が発生した場合は、借用者の責任とすること。

9　貸出料

無料